

南幌みどり苑デイサービスセンター利用料

介護給付

2021/6/1現在

	要介護度	要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5		
	負担割合	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
利用時間	3時間～4時間未満	368	736	1,104	421	842	1,263	477	954	1,431	530	1,060	1,590	585	1,170	1,755
	4時間～5時間未満	386	772	1,158	442	884	1,326	500	1,000	1,500	557	1,114	1,671	614	1,228	1,842
	5時間～6時間未満	567	1,134	1,701	670	1,340	2,010	773	1,546	2,319	876	1,752	2,628	979	1,958	2,937
	6時間～7時間未満	581	1,162	1,743	686	1,372	2,058	792	1,584	2,376	897	1,794	2,691	1,003	2,006	3,009
	7時間～8時間未満	655	1,310	1,965	773	1,546	2,319	896	1,792	2,688	1,018	2,036	3,054	1,142	2,284	3,426
加算	入浴介助加算Ⅰ	40円/日														
	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56円/日														
	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	85円/月														
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	20円/月														
	科学的介護推進体制加算	40円/月														
	サービス提供体制加算(Ⅰ)	22円/日														
	介護職員処遇改善加算	介護報酬総単位5.9%														
	介護職員等特定処遇改善加算	介護報酬総単位1.2%														

予防給付

	要介護度	要支援1			要支援2		
	負担割合	1割	2割	3割	1割	2割	3割
利用料金	月額	1,672	3,344	5,016	3,428	6,856	10,284
	サービス提供体制加算(Ⅰ)	88円/月			176円/月		
	科学的介護推進体制加算	40円/月					
	介護職員処遇改善加算	介護報酬総単位5.9%					
	介護職員等特定処遇改善加算	介護報酬総単位1.2%					

- サービス利用時間：7～8時間
- 機能訓練指導員の配置状況によって、個別機能訓練加算(Ⅰ)の算定となる日があります。
- 食事の調理代と材料の提供（食事代） 685円/1回
- 料金例

別紙： デイサービス利用料金表(介護度別)

2021/5/10 現在

●介護給付

1割負担 ※2割負担の場合は2倍、3割負担の場合は3倍になります。食費は介護保険外の料金の為固定です。

要介護1										
変更前	基本料金	入浴介助加算 I	個別機能訓練加算 I イ	サービス提供体制加算	食費(固定)	一日	× 利用日数	+	※個別機能訓練加算 II	※科学的介護推進体制加算
	¥655	¥40	¥56	¥22	¥685	¥1,458			¥20/月	¥40/月
変更後	基本料金	入浴介助加算 I	個別機能訓練加算 I ロ	サービス提供体制加算	食費(固定)	一日	× 利用日数	+	※個別機能訓練加算 II	※科学的介護推進体制加算
	¥655	¥40	¥85	¥22	¥685	¥1,487			¥20/月	¥40/月

要介護2										
変更前	基本料金	入浴介助加算 I	個別機能訓練加算 I イ	サービス提供体制加算	食費(固定)	一日	× 利用日数	+	※個別機能訓練加算 II	※科学的介護推進体制加算
	¥773	¥40	¥56	¥22	¥685	¥1,576			¥20/月	¥40/月
変更後	基本料金	入浴介助加算 I	個別機能訓練加算 I ロ	サービス提供体制加算	食費(固定)	一日	× 利用日数	+	※個別機能訓練加算 II	※科学的介護推進体制加算
	¥773	¥40	¥85	¥22	¥685	¥1,605			¥20/月	¥40/月

要介護3										
変更前	基本料金	入浴介助加算 I	個別機能訓練加算 I イ	サービス提供体制加算	食費(固定)	一日	× 利用日数	+	※個別機能訓練加算 II	※科学的介護推進体制加算
	¥896	¥40	¥56	¥22	¥685	¥1,699			¥20/月	¥40/月
変更後	基本料金	入浴介助加算 I	個別機能訓練加算 I ロ	サービス提供体制加算	食費(固定)	一日	× 利用日数	+	※個別機能訓練加算 II	※科学的介護推進体制加算
	¥896	¥40	¥85	¥22	¥685	¥1,728			¥20/月	¥40/月

要介護4										
変更前	基本料金	入浴介助加算 I	個別機能訓練加算 I イ	サービス提供体制加算	食費(固定)	一日	× 利用日数	+	※個別機能訓練加算 II	※科学的介護推進体制加算
	¥1,018	¥40	¥56	¥22	¥685	¥1,821			¥20/月	¥40/月
変更後	基本料金	入浴介助加算 I	個別機能訓練加算 I ロ	サービス提供体制加算	食費(固定)	一日	× 利用日数	+	※個別機能訓練加算 II	※科学的介護推進体制加算
	¥1,018	¥40	¥85	¥22	¥685	¥1,850			¥20/月	¥40/月

要介護5										
変更前	基本料金	入浴介助加算 I	個別機能訓練加算 I イ	サービス提供体制加算	食費(固定)	一日	× 利用日数	+	※個別機能訓練加算 II	※科学的介護推進体制加算
	¥1,142	¥40	¥56	¥22	¥685	¥1,945			¥20/月	¥40/月
変更後	基本料金	入浴介助加算 I	個別機能訓練加算 I ロ	サービス提供体制加算	食費(固定)	一日	× 利用日数	+	※個別機能訓練加算 II	※科学的介護推進体制加算
	¥1,142	¥40	¥85	¥22	¥685	¥1,974			¥20/月	¥40/月

【例】要介護1(1割負担)で週2回利用の場合

¥1,487(一日) × 月8回 = ¥11,896 + ¥60(ひと月) = ¥11,956 ※処遇改善加算、基本報酬+0.1%分は含んでいません。

●個別機能訓練加算I(イ)とは？

機能訓練指導員専従1名以上を配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し当該計画に基づき計画的に機能訓練を行っている場合に算定します。

●個別機能訓練加算I(ロ)とは？

(イ)の要件に加え、機能訓練指導員専従1名以上(=2名以上)をサービス提供時間を通じて配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し当該計画に基づき計画的に機能訓練を行っている場合に算定します。

※ 機能訓練指導員の配置状況によって、個別機能訓練加算I(イ)の算定となる日がありますので、都度お知らせいたします。

別紙： デイサービス利用料金表(介護度別)

2021/5/10 現在

●介護給付

1割負担 ※2割負担の場合は2倍、3割負担の場合は3倍になります。食費は介護保険外の料金の為固定です。

要介護1									
変更前	基本料金	入浴介助加算 I	個別機能訓練加算 I イ	サービス提供体制加算	食費(固定)	一日	× 利用日数 +	※個別機能訓練加算 II	※科学的介護推進体制加算
	¥655	¥40	¥56	¥22	¥685	= ¥1,458		¥20/月	¥40/月
変更後	基本料金	入浴介助加算 I	個別機能訓練加算 I ロ	サービス提供体制加算	食費(固定)	一日	× 利用日数 +	※個別機能訓練加算 II	※科学的介護推進体制加算
	¥655	¥40	¥85	¥22	¥685	= ¥1,487		¥20/月	¥40/月

要介護2									
変更前	基本料金	入浴介助加算 I	個別機能訓練加算 I イ	サービス提供体制加算	食費(固定)	一日	× 利用日数 +	※個別機能訓練加算 II	※科学的介護推進体制加算
	¥773	¥40	¥56	¥22	¥685	= ¥1,576		¥20/月	¥40/月
変更後	基本料金	入浴介助加算 I	個別機能訓練加算 I ロ	サービス提供体制加算	食費(固定)	一日	× 利用日数 +	※個別機能訓練加算 II	※科学的介護推進体制加算
	¥773	¥40	¥85	¥22	¥685	= ¥1,605		¥20/月	¥40/月

要介護3									
変更前	基本料金	入浴介助加算 I	個別機能訓練加算 I イ	サービス提供体制加算	食費(固定)	一日	× 利用日数 +	※個別機能訓練加算 II	※科学的介護推進体制加算
	¥896	¥40	¥56	¥22	¥685	= ¥1,699		¥20/月	¥40/月
変更後	基本料金	入浴介助加算 I	個別機能訓練加算 I ロ	サービス提供体制加算	食費(固定)	一日	× 利用日数 +	※個別機能訓練加算 II	※科学的介護推進体制加算
	¥896	¥40	¥85	¥22	¥685	= ¥1,728		¥20/月	¥40/月

要介護4									
変更前	基本料金	入浴介助加算 I	個別機能訓練加算 I イ	サービス提供体制加算	食費(固定)	一日	× 利用日数 +	※個別機能訓練加算 II	※科学的介護推進体制加算
	¥1,018	¥40	¥56	¥22	¥685	= ¥1,821		¥20/月	¥40/月
変更後	基本料金	入浴介助加算 I	個別機能訓練加算 I ロ	サービス提供体制加算	食費(固定)	一日	× 利用日数 +	※個別機能訓練加算 II	※科学的介護推進体制加算
	¥1,018	¥40	¥85	¥22	¥685	= ¥1,850		¥20/月	¥40/月

要介護5									
変更前	基本料金	入浴介助加算 I	個別機能訓練加算 I イ	サービス提供体制加算	食費(固定)	一日	× 利用日数 +	※個別機能訓練加算 II	※科学的介護推進体制加算
	¥1,142	¥40	¥56	¥22	¥685	= ¥1,945		¥20/月	¥40/月
変更後	基本料金	入浴介助加算 I	個別機能訓練加算 I ロ	サービス提供体制加算	食費(固定)	一日	× 利用日数 +	※個別機能訓練加算 II	※科学的介護推進体制加算
	¥1,142	¥40	¥85	¥22	¥685	= ¥1,974		¥20/月	¥40/月

【例】要介護1(1割負担)で週2回利用の場合

¥1,487(一日) × 月8回 = ¥11,896 + ¥60(ひと月) = ¥11,956 ※処遇改善加算、基本報酬+0.1%分は含んでいません。

●個別機能訓練加算I(イ)とは？

機能訓練指導員専従1名以上を配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し当該計画に基づき計画的に機能訓練を行っている場合に算定します。

●個別機能訓練加算I(ロ)とは？

(イ)の要件に加え、機能訓練指導員専従1名以上(=2名以上)をサービス提供時間を通じて配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し当該計画に基づき計画的に機能訓練を行っている場合に算定します。

※ 機能訓練指導員の配置状況によって、個別機能訓練加算I(イ)の算定となる日がありますので、都度お知らせいたします。